

改正

昭和58年7月8日規則第43号  
平成3年3月31日規則第22号  
平成6年4月1日規則第21号  
平成11年4月1日規則第32号  
平成15年3月25日規則第23号  
平成16年3月24日規則第9号  
平成16年12月24日規則第54号  
平成24年6月29日規則第70号  
平成26年3月20日規則第18号  
平成27年10月1日規則第78号  
平成29年3月22日規則第25号

新潟市老人憩の家条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟市老人憩の家条例（昭和40年新潟市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請)

**第2条** 条例第3条第1項の規定により老人の団体が憩の家を利用する許可を受けようとする場合は、その利用しようとする日の7日前までに別記様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の変更許可申請)

**第3条** 条例第3条第2項の規定により憩の家の利用の変更の許可を受けようとする者は、その利用しようとする日の3日前までに別記様式第2号による変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用証等の交付)

**第4条** 市長は、市内に住所を有し、かつ、60歳以上の者であることを証明する書類等を提示した者に別記様式第3号による利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

2 市長は、老人の団体に憩の家の利用を許可する場合は、別記様式第4号による利用許可書を交

付する。

3 市長は、老人の団体に憩の家の利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付する。

(利用証等の提示)

**第5条** 利用証、利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、憩の家を利用しようとする場合は、その利用証又は許可書（変更許可書を含む。）を提示しなければならない。

(定期利用券による利用)

**第6条** 条例第5条後段の規定により定期利用券の交付を受けようとする者は、別記様式第5号による定期利用券交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条後段の規定により発行する定期利用券は、別記様式第6号によるものとする。

3 条例第5条後段の規定により定期利用券の交付を受けた者は、当該定期利用券に係る憩の家の入浴施設を利用しようとする場合は、当該定期利用券を当該憩の家の職員に提示しなければならない。

(使用料の免除)

**第7条** 条例第7条の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

2 条例第7条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、別表1の項又は2の項の規定の適用を受けようとする者にあつては同表1の項又は2の項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を、同表3の項の規定の適用を受けようとする者にあつては同項に規定する定期利用券をその利用しようとする憩の家の職員に提示しなければならない。

(使用料の還付)

**第8条** 条例第8条ただし書の規則で定める特別の理由があると認める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を還付することができる。

特別の理由		還付する額
1	定期利用券によらないで憩の家の入浴施設を利用する者がその責めに帰することができない理由によりその利用をすることができなかつた場合	使用料の額に相当する額
2	定期利用券によつて憩の家の入浴施設を利用する者	当該一の月から起算して当該定期利用

	<p>の一月（当該定期利用券の単位が1年である場合におけるその有効期間の満了する月及びその前月を除く。以下この項において同じ。）における当該入浴施設の利用可能な日数が、当該者の責めに帰することができない理由により、当該一月における当該理由がなかつたとしたならば当該入浴施設の利用可能であつた日数の2分の1以下であつた場合で、当該一月の翌月以後の当該定期利用券による憩の家の入浴施設の利用をしないとき。</p>	<p>券の有効期間の満了する月までの月数に500円を乗じて得た額(当該定期利用券の単位が1年である場合は、当該額から1,000円を減じて得た額)</p>
3	<p>その他市長が特に必要があると認める場合</p>	<p>その都度市長が定める額</p>

2 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者（前項の表2の項の規定の適用を受けようとする者に限る。）は、別記様式第7号による使用料還付申請書に定期利用券を添えて、これを市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第8号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（届出）

**第9条** 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 利用者が利用を取り止め、又は終了した場合
- (2) 利用者が憩の家の建物又は設備若しくは用具を毀損した場合
- (3) 憩の家内において災害その他事故が発生した場合

（指定管理者の指定の申請）

**第10条** 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第9号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

**第11条** 条例第14条の規定により指定管理者に憩の家の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第4条第2項及び第3項並びに第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第14条の規定により指定管理者に憩の家の管理を行わせる場合であつて、当該指定管理者に第4条第1項の規定による利用証の交付を行わせるときにおける同項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の免除)

**第12条** 第7条及び別表の規定は、利用料金の免除について準用する。この場合において、同条第1項中「第7条」とあるのは「第18条」と、「理由」とあるのは「事由」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「第7条」とあるのは「第18条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「職員」とあるのは「指定管理者」と、同表1の項から3の項までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

**第13条** この規則に定めるもののほか、憩の家に関し必要な事項は、別に市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月4日から適用する。

(関係規則の廃止)

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 新潟市老人無料休憩所条例施行規則（昭和40年新潟市規則第43号）

(2) 新潟市老人福祉センター条例施行規則（昭和46年新潟市規則第11号）

(経過規定)

3 この規則による廃止前の新潟市老人無料休憩所条例施行規則及び新潟市老人福祉センター条例施行規則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、使用することができるものとする。

(合併に伴う特例)

4 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村（以下「編入市町村」という。）の編入の日前に編入市町村で交付された利用証に相当するものは、この規則により交付された利用証とみなす。

**附 則（昭和58年規則第43号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成3年規則第22号）**

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則（平成6年規則第21号）**

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則（平成11年規則第32号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

**附 則（平成15年規則第23号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

**附 則（平成16年規則第9号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

**附 則（平成16年規則第54号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成17年3月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用すること

ができる。

- 3 この規則の施行（附則第1項本文の規定による施行をいう。）の際現に交付されている利用証は、改正後の新潟市老人憩の家条例施行規則による利用証とみなす。

**附 則**（平成24年規則第70号）

この規則は、新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例（平成24年新潟市条例第17号）の施行の日（平成24年7月1日）から施行する。

**附 則**（平成26年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の別記様式第3号の規定により交付された利用証は、改正後の別記様式第3号の規定により交付された利用証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第3号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（平成27年規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に社会福法人新潟市社会福祉協議会が交付した老人福祉センター白寿荘の入浴施設に係る定期利用券であって、当該定期利用券に記載された有効期限が施行日以後であるものは、当該有効期限までの間、第3条の規定による改正後の新潟市老人福祉センター条例施行規則の規定により交付された定期利用券とみなす。

**附 則**（平成29年3月22日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**別表**（第7条，第12条関係）

	特別の理由	免除する額
1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭	使用料の全額

	<p>和25年法律第123号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳(知的障がい者の福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けた者が利用する場合</p>	
2	<p>身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害等級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号) 第6条第3項に規定する障害等級をいう。)が1級である者として記載されている者又は療育手帳に旅客運賃の割引の区分として第1種知的障害者である旨が記載されている者の介助者がこれらの者の利用を介助する場合</p>	<p>これらの者1人につき1人の介助者の使用料の全額</p>
3	<p>利用しようとする憩の家の入浴施設以外の憩の家の入浴施設に係る定期利用券の交付を受けている者、新潟市老人福祉センター条例(平成16年新潟市条例第96号)の規定により新潟市老人福祉センターの入浴施設に係る定期利用券の交付を受けている者、新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例(平成16年新潟市条例第95号)の規定により老人憩のフロアの入浴施設に係る定期利用券の交付</p>	<p>使用料の全額</p>

	を受けている者又は新潟市潟東ゆう学館条例（平成16年新潟市条例第79号）の規定により浴室に係る定期利用券の交付を受けている者が利用する場合	
4	その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第1号(第2条関係)

新潟市老人憩の家利用許可申請書

年 月 日

(宛先)

申請者	団体名	氏名(代表者)	
	住所	電話( )	
利用目的			
利用日時	年 月 日	午前・後	時 分から 午前・後 時 分まで
利用人数	人		
利用施設	老人憩の家(名称 )		
備考			
※ 処 理 欄	利用を許可してよいでしょうか。	受付	許可番号
		起案	許可 第 号
	決裁	許可書交付	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

注：※欄は記入しないでください。

別記様式第2号(第3条関係)

別記様式第2号(第3条関係)

新潟市老人憩の家利用変更許可申請書			
			年 月 日
(宛先)			
申請者	団体名	氏名(代表者)	
	住所	電話( )	
利用許可	年 月 日	許可番号	許可第号
変更理由			
変更内容	日時	変更前	変更後
		年 月 日	年 月 日
		午前・後 時 分から	午前・後 時 分から
		午前・後 時 分まで	午前・後 時 分まで
人数	人	人	
施設	老人憩の家(名称 )	老人憩の家(名称 )	
※ 処 理 欄	変更を許可してよいでしょうか。	受付	許可番号
		年 月 日	許可第号
		起案	
		年 月 日	
		決裁	許可書交付
		年 月 日	年 月 日

注：1 利用許可書を添付してください。  
2 ※欄は記入しないでください。

別記様式第3号(第4条関係)



別記様式第4号(第4条関係)

新潟市老人憩の家 利 用  
利 用 変 更 許可書

許可 第 年 月 日  
 年 月 日

様

申 請 者	団体名	氏名(代表者)			
	住所				
利用目的					
利用日時	年 月 日	午前・後	時	分から	
		午前・後	時	分まで	
利用人数	人				
利用施設	老人憩の家(名称 )				
備 考					

注：利用の際は、この許可書を受付に提示してください。

別記様式第5号(第6条関係)

別記様式第5号(第6条関係)

新潟市老人福祉センター・老人憩の家入浴施設 定期利用券交付申請書

(宛先)新潟市長

年 月 日

申請者	フリガナ				生年月日
	氏名				年 月 日
	住所				
	電話番号				
定期利用券	<input type="checkbox"/> 印	券種	金額	有効期限	番号
		1か月券	500円	年 月	
		6か月券	3,000円	年 月	
		1年券	5,000円	年 月	

注 太線の中だけ記入してください。

別記様式第6号(第6条関係)

別記様式第6号(第6条関係)

老人福祉センター・老人憩の家入浴施設 定期利用券

番 号

氏 名

---

有効期限

別記様式第7号(第8条関係)

別記様式第7号(第8条関係)

新潟市老人憩の家入浴施設 使用料還付申請書					
(宛先)新潟市長				年 月 日	
申請者 住所 氏名 電話番号			印		
添付の定期利用券の交付につき納付した使用料について、下記のとおり還付を受けたいので申請します。					
利 用 施 設					
定期利用券番号		有効期限	年	月	
納 付 済 額	円				
還 付 申 請 額	円	還付申請 額の算出			
還付を受けよう とする理由					
還 付 方 法	<input type="checkbox"/> 現金払い  <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関：                      銀行                      支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号：  フリガナ 口座名義：				
注1 太線の中だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印を記入してください。 3 定期利用券を添付してください。					
還付の理由		還付額の算出			
規則第8条第1項の表 2の項該当					
上記のとおり、使用料を還付してよろしいでしょうか。					
決 裁	課長	課長 補佐	係長	係	
	処 理 欄				受付：                      年 月 日
					起案：                      年 月 日
					決裁：                      年 月 日
					通知番号：                      第                      号
				通知年月日：                      年 月 日	
				納付年月日：                      年 月 日	
				納付済額：                      円	
				還付額：                      円	

別記様式第8号(第8条関係)

別記様式第8号(第8条関係)

新潟市老人憩の家入浴施設 使用料還付決定通知書

第 年 月 日 号

様

新潟市長 印

定期利用券の交付につき納付した使用料について、下記のとおり還付を決定したので通知します。

利 用 施 設			
定期利用券番号		有 効 期 限	年 月
納 付 年 月 日	年 月 日	納 付 済 額	円
還 付 額	円	還付額の算出	
還 付 の 理 由	規則第8条第1項の表 2の項該当		
還 付 方 法	<input type="checkbox"/> 現金払い <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関：                      銀行                      支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号：  フリガナ 口座名義：		

別記様式第9号(第10条関係)

新潟市老人憩の家指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地

申請者 団体名及び代表者氏名

電話番号

新潟市老人憩の家(

荘)の指定管理者の指定を受けたいので、関

係書類を添えて申請します。